

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 規 則

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四十六号

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第二十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四十七号

目次	私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
◇規 則	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
◇告 示	保険医療機関等の指定
	被爆者一般疾病医療機関の指定
	保安施設地区予定地
	土地改良事業計画の変更の認可
	土地改良事業計画の適否の決定(六件)
	土地改良事業の認可
	土地改良事業計画の変更の適否の決定
	公共測量の実施
	土地収用法による事業の認定
	開発行為に関する工事の完了
	都市計画事業の認可

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年七月鳥取県条例第三十一号）中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の青木第五団地に関する部分 昭和五十一年七月二十三日
- 二 別表第一の改正規定中第二種県営住宅の表の五輪団地に関する部分及び別表第二の改正規定 昭和五十一年八月二十日

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

緑が丘第四 一八、七〇〇円

を

が丘第四 一八、七〇〇円

木第五 二二、四〇〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

山第二 一四、二〇〇円

を

高山第二 一四、二〇〇円

五輪 一四、九〇〇円

に改

める。

附 則

この規則中、別表の改正規定のうち第一種県営住宅の表の青木第五団地に関する部分は昭和五十一年七月二十三日から、第二種県営住宅の表の五輪団地に関する部分は同年八月二十日から施行する。

告

示

鳥取県告示第五百四十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野口産婦人科クリニック	鳥取市西品治町高瀬 八三六の二	昭和五十一年七月五日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町一丁目 六三の六	十日
野坂医院 巖分院	米子市蚊屋二八一の二	十一日
益本産婦人科医院	米子市旗ヶ崎六〇〇の一	一日
岡田医院花出張診療所	八頭郡那家町花二九四	二日
新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	一日
三代歯科診療所	倉吉市上井町二の二二	八日
永田歯科医院	倉吉市新町一丁目二四六二	一日
池田薬局	鳥取市今町一丁目四〇	〃
市場医院	境港市湊町一五二	〃
森田医院	米子市上福原一六一四	五日

鳥取県告示第五百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
熊谷 妙子	鳥取第三三三三号	昭和五十一年六月二十三日

鳥取県告示第五百四十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十一年七月十三日	市場医院	境港市湊町一五二番地

## 鳥取県告示第五百五十号

次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

日野郡江府町大字吉原字論手六の一

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

## 四 指定有効期間

七年

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第五百五十一号

福部土地改良区から申請のあつた土地改良（福部地区畑地かんがい）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八

条第一項の規定に基づき、昭和五十一年七月十五日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第五百五十二号

昭和五十一年六月十一日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（奥谷地区老朽ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

郡家町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百五十三号

昭和五十一年五月四日付けで北条町から申請のあつた土地改良（北尾地

区農道整備) 事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十四号

昭和五十一年六月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良(花口地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十五号

昭和五十一年六月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良(井ノ奥地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十六号

昭和五十一年六月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（佐木谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十七号

昭和五十一年六月十四日付けで日南町から申請のあつた土地改良（菅沢

地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百五十八号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（林ヶ原地区老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年七月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第五百五十九号

昭和五十一年六月一日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(勝負谷地区区画整理)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年七月二十一日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第五百六十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、郵政大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 作業種類

通信地図の修正測量

## 二 作業期間

昭和五十一年九月五日から昭和五十一年九月九日まで

## 三 作業地域

米子市榎原、兼久、青木、別所、大袋、上安曇及び下安曇、西伯町大字阿賀、大字清水川、大字福成、大字西町、大字東町及び大字境並びに会見町

## 鳥取県告示第五百六十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 起業者の名称

用瀬町

## 二 事業の種類

用瀬町老人福祉センター建設事業

## 三 起業地

1 収用の部分

八頭郡用瀬町大字別府字田井ノ上及び字吹出地内  
2 使用の部分  
なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
用瀬町役場

鳥取県告示第五百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年六月三日 鳥取県指令受都計第二百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市蔵田字井手中才、字隈中才及び字西北口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三

鳥取市農業協同組合

組合長理事 加藤重蔵

鳥取県告示第五百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、  
次のとおり告示する。

昭和五十一年七月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第五・五・一号湊山公園

三 事業施行期間

昭和五十一年七月二十日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

米子市内町、西町及び久米町地内

使用の部分

なし

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】